

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業)

Q & A集

令和3年8月
公益財団法人 北海道環境財団

1. 応募申請に関すること

	質問	回答
共通		
1	応募申請をしてから採択までどれくらいかかりますか？	申請書に不備等がなければご提出いただいてから採択決定まで、概ね1カ月程度です。ただし申請書類の整備状況によってはさらに期間が延びることがありますのでご承知おきください。なお、採択後に交付申請書を提出していただき、提出書類の審査を経て交付決定を行います。交付決定前に発注等を行った経費については補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。
2	マスタープランを策定し、それを踏まえた設備導入を考えています。マスタープラン策定事業とモデル構築支援事業の両方を申請することはできますか？	マスタープラン策定事業を完了した後に、モデル構築支援事業に応募してください。なお「完了」とは、「完了実績報告書」を提出し、財団の審査を経て補助金額の確定通知が行われた時点とします。
3	1社で複数の配送拠点での設備導入を検討しています。応募申請は拠点ごとに必要ですか？	モデル構築支援事業は拠点ごとの申請が原則となります。ただし、合理的な理由（拠点間連携等）がある場合は複数の拠点をまとめた形も可とします。いずれの場合も、導入設備の内訳や対象経費は拠点毎の算出が必要です。マスタープラン策定事業についてはこの限りではありません。
4	他の補助金と併用は可能ですか？	本補助金以外の国の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）との併用はできませんが、地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当財団）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。
マスタープラン策定事業		
5	マスタープラン策定事業に申請し採択された場合、必ず翌年度にモデル構築支援事業を申請しなければなりませんか？	マスタープラン策定事業を実施した事業者が翌年度にモデル構築支援事業を申請することは条件としておりませんが、マスタープランで構築された脱炭素物流モデルの実現化に向けて、翌年度以降モデル構築支援事業の活用も視野に入れて検討していただくようお願いします。
6	マスタープランの実現性はどこまで問われますか？	プランの実現に向けた考え方や方針、体制などは、「プラン事業化の実現性」として、審査のポイントとなります。
モデル構築支援事業		
7	モデル構築支援事業は、マスタープラン策定事業に申請していなくても応募できますか？	可能です。
8	モデル構築支援事業に複数年度で応募し、今年度採択された場合には、翌年度も補助金が交付されると考えていいですか？	計画に不備等がない限り、今年度事業を計画通り完了し、翌年度の国の当該補助事業の予算が確保されれば基本的には補助金の交付対象となります。なお、予算が大幅な削減等になった場合、補助金額の変更等を求めることがあります。
9	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも申請できますか？	初年度に補助対象経費が発生しない場合は補助対象となりません。それぞれの年度で対象経費が発生する計画としていただくことが必要です。

2.補助事業の要件に関すること

	質問	回答
共通		
1	「外部系統に接続することなく直接供給可能なシステム」とはどういうことですか？	再生可能エネルギー発電設備の電力を、物流・配送拠点の外の送電網・配電網を経由することなく、直接バッテリーステーションに供給する仕組みになっているということです。
2	「物流・配送拠点等の防災拠点化」とありますが、どのような機能を備えればいいですか？	災害発生時に、バッテリーステーションや交換式バッテリーが地域のエネルギーステーションや非常用電源として機能すること、あるいは物流・配送機能が維持されることなどを想定しています。事業者の事業内容や規模、地域の実情等に応じ、災害時に地域に貢献できる機能を計画・設計してください。
3	災害時の対応について、地域防災計画での位置づけや地方公共団体との協定や連携とありますが、応募の段階ではどの程度の内容が求められますか？	マスタープラン策定事業では、地域防災計画での位置づけや地方公共団体との協定や連携についての検討方針と実現の可能性について、できるだけ具体的に示してください。 モデル構築支援事業では、地域防災計画での位置づけや地方公共団体との協定等、今後の予定も含め、協議状況などの資料を用いて連携等が可能であることを示してください。 なお、各事業者が個別に地方公共団体と協定を締結する場合以外にも、本社等が一括して協定を締結しており、各支社もそれに準じた取り組みを行うことが定められている場合や、所属する業界団体などが協定を締結しており会員として取り組む場合などを含みます。
4	既存の再生可能エネルギー発電設備を活用したいと考えています。現在FIT売電用として稼働していますが、設備を共用する場合も応募可能でしょうか。	応募できます。ただし、既設の再生可能エネルギー発電設備の発電電力が、新規導入するバッテリーステーション（車両）の電力として使用されることが必要です。なお、このFIT売電から自家消費に変わった再生電力のCO2削減量が、設備（バッテリーステーション・車両）の導入によるCO2削減量とダブルカウントにならないよう留意してください。
5	「施設内で使用する業務用車両」として、フォークリフトは対象となりますか？	バッテリー交換式のフォークリフトであれば対象となります。
マスタープラン策定事業		
6	物流・配送等とエネルギーの2つのセクターカップリングとは、それぞれの分野の事業者の参画が前提ということですか？	本事業は、物流・配送等とエネルギーの2つの分野を連携・融合させた脱炭素型物流モデル構築を目的としておりますが、それぞれの分野の事業者の参画までを条件とはしておりません。
7	策定するマスタープランに盛り込まなければならない項目や要素はありますか？	マスタープランは、本事業が求めている要件を実現する脱炭素型物流モデル構築に向けた計画であり、将来性を含めた新たなビジネスモデルとしての提案となっていることが必要です。なお、応募書類の事業概要書に概要の詳細をまとめる際の留意事項を示していますので参考としてください。
8	申請時には導入する設備が決まっていません。CO ₂ 削減量はどのように算出すればいいですか？	本事業はCO ₂ の排出量を抑制することを目的としています。プランが実現した場合に想定される削減量（目標値）について、可能な範囲で算定根拠や考え方を示してください。 目標値を算定する場合は、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞」、「ハード対策事業計算ファイル（該当する導入機器・システムに応じたファイルが用意されている）」を参考としてください。これらによりがたい場合は、別途、合理的な算定方法によることも可とします。

モデル構築支援事業		
9	<p>バッテリーステーションで活用する電力は、全量を自家消費型の再生可能エネルギー由来とすることが条件となりますか？ 不足分を系統電力で補う計画でも問題ありませんか？</p>	<p>バッテリーステーション（車両）で使用する電力は、①自家発電（導入車両が自動二輪車および原動機付自転車以外の場合は必須）、②再エネ電力メニューの購入、③再エネ電力証書の購入により調達しなければなりません。化石燃料由来の系統電力は不足分を補うなどの予備的な電力としての利用が望まれます。</p>
10	<p>「補助対象設備を導入する設備の耐震性、土砂災害危険性及び浸水被害危険性等を考慮した上で」とありますが、基準や応募時に必要な提出書類などありましたら教えてください。</p>	<p>特に基準は設けておりません。計画されている地域の耐震性等について、どのように考慮されたかを具体的に示してください。また、考え方の根拠とした資料があれば添付してください。</p>
11	<p>ファイナンスリースは利用できますか？</p>	<p>利用できます。この場合、リース会社を代表事業者、設備を利用する法人、団体等を共同事業者として共同申請してください。 なおこの場合は、下記を証明できる書類の提示が条件となります。 ア リース料から補助金相当額が減額されていること イ 補助事業により導入した設備等を法定耐用年数の期間終了まで継続して使用する契約内容であること</p>

3.補助対象設備に関すること

	質 問	回 答
共通		
1	審査のポイント「再生可能エネルギー由来電力の活用率」とは、どのように計算すればいいでしょうか。	本事業における活用率とは、1年間におけるバッテリーステーションで使用する総電力量に占める再生可能エネルギー由来の電力量の割合を指します。公募要領の「（別添）再エネ電力調達について」をご確認ください。
2	すでに太陽光発電設備を有し、FIT制度を導入している拠点において、バッテリー交換式バイクを導入する場合はどこまでが補助対象となりますか？	バッテリー交換式バイクと交換用バッテリー、バッテリーステーション、既存設備とバッテリーステーションをつなぐ自営線で、新規導入するものが補助対象となります。
3	EVとバッテリーステーションを導入したいと考えますが、補助対象となりますか？	EVはバッテリー交換式でなければなりません。本事業は、バッテリー交換式EVとバッテリーステーションを再生可能エネルギー由来電力を活用して脱炭素物流等を実現するものでなければなりません。
4	バッテリーステーションと一緒にEV用充電設備も導入したいと考えていますが、補助対象となりますか？	EV用充電設備は補助対象ではありません。本補助事業では交換式バッテリーの充電もしくは充放電を行う機能を具備した設備が補助対象となります。
マスタープラン策定事業		
5	導入する車両について、車両認可未申請の車両でのプラン作成を考えていますが、そのような計画でも応募できますか？	応募可能です。マスタープラン策定では、開発段階等の車両認可取得予定の車両で問題ありません。
モデル構築支援事業		
6	車両について、性能や使用方法に制限はありますか？	要件以外の条件や制限はありませんが、事業の目的に合致した機能や使用方法であることが前提です。
7	「バッテリーステーション」とはどのような設備ですか。また、交換用バッテリーの数量や充電量に制限はありますか？	バッテリーステーションとは、交換式バッテリーの充電もしくは充放電を行う設備を有し、交換のための予備電池を備えた設備を指します。交換用バッテリーの数量や充電量に特に制限はありませんが、実際の配送・配達・各種サービス等の業務に適した規模であることが前提です。運用を考慮し過剰・過少な規模にならないよう留意してください。
8	自動二輪車や原動機付自転車を導入する場合、バッテリーステーションの電力は仮に全て100%系統電力を利用する場合でも応募できますか？	本事業では、再生可能エネルギー由来電力の活用が要件となっています。バッテリーステーション（車両）で使用する電力は、①自家消費型再エネの導入、②再エネ電力メニューの購入、③再エネ電力証書の購入により調達しなければなりません。化石燃料由来の系統電力は不足分を補うなどの予備的な電力としての利用が望まれます。
9	再生可能エネルギー発電設備を新設する場合、発電の規模に制限はありますか？	平常時において、導入する車両やバッテリーステーション等が有効活用されることや、災害時における当該施設、設備の稼働の確実性を考慮し、妥当と判断される規模である必要があります。設備容量の妥当性について根拠となる資料を提出してください。
10	再生可能エネルギー発電設備を新設する場合、余った電力をFIT制度によって売電してもいいですか？	売電する場合は補助対象外となります。
11	「エネルギーマネジメントシステム」にはどのような機能が求められますか？	再生可能エネルギーの発電量及び配送車両や設備など需要側のデータに基づいて補助対象設備（バッテリーステーション等）の再エネ電力の活用率を高めるように需給調整する機能です。なお、通信機器等を用いて敷地外を走行する配送車両等と通信を行いバッテリーステーションにおける充電を制御する機能を有する場合は、審査において加点します。

4.補助対象経費に関すること

	質 問	回 答
共通		
1	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか？	採択通知に記載された採択額が補助金交付金額の上限になり、採択額をこえる補助金交付申請はできません。（交付申請書及び完了実績報告書の補助対象経費の精査により、さらに補助金額が減額となる場合がありますのでご承知おきください。）
2	消費税は補助対象となりますか？	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。 ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できます。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者 ※補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに財団に報告して下さい。
マスタープラン策定事業		
3	マスタープラン策定のために、FS調査や、専門家委員会の設置を考えていますが、それに要する経費も補助対象になりますか？	補助対象となります。 ただし、応募申請時に予定しているF S調査の具体的な内容や、委員会の目的、回数、メンバー構成などを示していただきます。
モデル構築支援事業		
4	付帯工事の範囲はどこまででしょうか？	本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲と認められるものとなります。例えば、本補助事業に用途等が限定されない「植栽・外構」の工事は対象となりません。
5	既設の建物の耐震強化工事は補助対象となりますか？	耐震強化工事等は、補助対象外となります。
6	既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか？	既存設備の移設・撤去・解体は補助対象外となります。

7	<p>自社による施工を考えています。労務費や間接工事費は補助対象になりますか？</p>	<p>補助対象経費として申請はできますが、その場合、完了報告時に整理していただく書類は発注工事とは違い相当多くなることをご承知おきください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業従事者の体制図 ・就業規則、給与規定 ・雇用契約書 ・人件費集計表 ・事業従事者の時間給額算出表 ・法定福利費の算出根拠 ・給与台帳、給与明細 ・業務日誌（該当作業に対する作業従事割合） ・出勤簿、タイムカード ・給与振込票（通帳該当部分） ・所定労働時間算出表 ・計上される金額の計算 <p>等です。これらが揃わない、書類間での整合がとれない内容などがありますと補助対象となりませんのでご注意ください。</p>
8	<p>補助対象外工事を含む費用について、補助対象と補助対象外の区分けが困難な場合は、経費はどのように区分けすればよいでしょうか。</p>	<p>補助対象内外の区分けが可能な数量(面積や金額等)で按分する等、適切な方法で行ってください。またその際は、区分けの考え方や根拠を示してください。</p>
9	<p>補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するための電力量計は補助対象に含めてよろしいでしょうか。</p>	<p>エネルギー管理システムに必要な計測装置以外は補助対象外となります。</p>
10	<p>補助事業による取得財産であることを明示するために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に含めて良いでしょうか。</p>	<p>プレートの制作・貼付等の経費については補助対象外となります。</p>

5.応募申請書類及び手続に関すること

	質 問	回 答
共通		
1	【様式1】応募申請書の代表者は、誰にすればよいですか？	代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ方としてください。 代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても事業実施の代表者として応募申請することが可能です。
2	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか？	補助事業を自ら行い、補助金の受け取りをする事業者、かつ補助事業により財産を取得するものが代表事業者となります。ただし、2社以上の事業者が共同申請してそれぞれが交付対象となる場合は、補助事業を主に行う事業者を代表事業者としてください。
3	【様式1】別紙1実施計画書の「事業実施責任者」と「事務連絡先」は誰にすれば良いですか？	「事業実施責任者」は、応募申請書の代表者と同じとしてください。「事務連絡先」は、補助事業に関わる業務を実際に行い、応募申請の代表事業者又は共同事業者と同じ団体、法人に所属する方で、財団と連絡を取り合える方としてください。
4	応募段階ではまだ発注先が決まっています。【様式1】別紙1実施計画書の事業の実施体制の発注先はどのように記入すればいいのでしょうか。	「発注先未定」とご記入ください。なお、発注先の選定方法が決定している場合は併せて記入してください。
5	【様式1】別紙2経費内訳の「金額の根拠がわかる書類（見積書等）」について、応募の時点で三者以上の見積合わせが必要ですか？	応募申請時点においては見積合わせは必要ではありません。しかし、業者選定時には、競争入札又は三者以上の見積合わせが必要です。
6	【様式1】別紙2経費内訳の「金額の根拠がわかる書類（見積書等）」について、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか？	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、建設物価等の金額を参照した概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。 なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
7	見積書について、業者によっては見積書の書式が自由に変更できないため、公募要領の別表にあるような区分、費目、細分での見積書を取得できない場合があります。この場合、見積書と別に経費内訳書を事業者が作成して添付すればよいのでしょうか。	見積書は業者の書式で構いませんが、その場合、見積書とは別に公募要領別表1・2・3の区分、費目、細分にそって整理した積算内訳等を作成して添付してください。
8	見積書について、業者から提出された内訳には「○○工事 一式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記してもよいのでしょうか。	見積書は経費内訳の根拠として提出していただくものです。申請に業者様から提出された一式計上の見積書を用いる場合は、経費内訳の根拠として単価の根拠を証明できる書類が必要です。材料費、労務費については単価×数量、単価×人工とするよう見積書の作成を依頼してください。ただし雑材料等は掛け率で一式計上して構いません。
9	代表事業者が市町村の場合、定款等の提出は必要ですか？	不要です。ただし、今年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。
10	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明（奥書）が必要でしょうか。	定款、貸借対照表・損益計算書は写しで構いません。原本証明（奥書）は必要ありません。
11	貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でよろしいのでしょうか。	問題ありません。 ホームページで公開されている場合、該当ページの印刷でも可能です。

12	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
マスタープラン事業		
13	マスタープランについて、コンサルタント会社に委託する場合はコンサルタント会社を共同事業者にする必要がありますか？	事業者様のご判断になります。
モデル構築支援事業		
14	複数年度事業の応募申請方法はどのようにすればよいですか？	実施内容と補助対象経費を年度ごとに明確（何をいつまでに実施するのか明らかにする。）にし、【様式1】別紙2経費内訳は初年度と次年度についてそれぞれ作成してください。また見積書等、【様式1】別紙2に記載の金額の根拠が分かる書類も年度ごとの金額がわかるように記載してある必要があります。採択後は、年度ごとに交付申請と精算を行うこととなります。
15	【様式1】別紙2実施計画書の【CO2削減効果の算定根拠】に添付する「補助事業申請者向けハード対策事業計算書ファイル」は、どれを使えばよいでしょうか。	導入する設備に応じ、「B．再生可能エネルギー発電用」「C．輸送機器用」「G．省エネ設備用」等を使用し、各ファイルに記入する数値の根拠について説明する資料を添付してください。 使用にあたっては、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞」、「（各設備B,C,Gの）ガイドブック＜補助事業申請用＞」を熟読し、CO2削減量計算の考え方を十分理解してください。
16	「ハード対策事業計算ファイル(C．輸送機器用)」の年間エネルギー消費量の欄には、再エネ自家発電や再エネ電力メニュー等の場合はどのように記入すればよいですか？	「電力」の欄は商用電力(排出係数0.579)の場合になりますので、「その他」の欄を使って記入してください。排出係数は、再エネ自家発電(既設)の場合は0.00、再エネ電力メニューや電力証書の場合は仕様値(電力事業者により示された値等)としてください。
17	「ハード対策事業計算ファイル(C．輸送機器用)」の年間エネルギー消費量の欄が不足する場合はどのように作成すればよいですか？	シートを複数とするか、複数の「その他」欄がある「G.省エネ設備用」を用いる等により、ご対応願います。
18	「ハード対策事業計算ファイル(C．輸送機器用)」の記入する際に、設備を既存の置き換えではなく、新規に購入する場合はどのように記入すればよいですか？	設備の新設の場合は、「G.省エネ設備用」の計算ファイルを用いてください。区分の選択肢は「新設」とし、従来設備のエネルギー消費量の算出方法の選択肢は、「仮想設備(現在の平均的な販売設備)の性能より推計」としてください。エネルギー消費量を計算するために必要となる燃費等は、「ガイドブック＜補助事業申請者用＞(C.輸送機器用)の計算ファイルの記入方法③従来機器の燃費」及び「ハード対策事業計算ファイル(C.輸送機器用)」に従い設定してください。
19	「ハード対策事業計算ファイル(C．輸送機器用)」について、設備を既存の置き換えをする場合と、新規に購入する場合は区別しなくていいのですか？	「ハード対策事業計算ファイル(C.輸送機器用)」は、設備の入れ替えする場合（削減される燃料種が特定できる場合）に用います。新規に導入する場合は、「ハード対策事業計算ファイル(G.省エネ設備用)」を用いてください。なお、「ハード対策事業計算ファイル(G.省エネ設備用)」は、設備の入れ替えをする場合でも使えるようになっています。
20	【様式1】別紙3の再生可能エネルギー発電設備や各設備の記入表について、設備（EV車両）が入れ替えと新設の両方がある場合、「バッテリーステーション」として消費電力量やCO2削減量を合計して記載してもよいですか？	設備の入れ替えと新設では、エネルギー消費量の算出方法の条件（実績または仮想）が異なるため、評価が区別できるように、ガイドブック＜補助事業申請者用＞計算ファイルについては、各B,C,Gの種別毎に、さらにG.については「入れ替え」と「新設」それぞれの数値を記載するようにしてください。

6.事業期間に関すること

	質 問	回 答
共通		
1	補助事業期間はいつからいつまでになりますか？	補助事業期間は交付決定日から発注先等への支払いを完了した日までです。また令和4年2月28日までに支払いを完了する事業計画としてください。
2	何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか？	事業期間内に補助事業が完了しない場合、補助金は交付されません。ただし、遅延の理由が天災等補助事業者の責によらない場合はこの限りではありません。そのような場合は速やかに財団までご相談ください。必要な手続き等につきましては、交付規程（交付の条件）第8条第5号もご参照ください。
モデル構築支援事業		
3	複数年度事業では翌年度まで継続して事業ができますか？	複数年度事業の場合も、初年度の事業は令和4年2月28日までに支払いを完了する必要がありますので継続して事業はできません。2年度目の事業は翌年度の交付決定後に着手することになります。なお、翌年度の交付決定の前日までの間において事業を開始する必要がある場合は、交付規定に定める「翌年度補助事業開始承認申請書」（様式第15）を財団に提出して、承認を受ける必要があります。この場合、次年度の事業開始日は次年度の執行団体が環境省から補助金の交付決定を受けた日からとなります。

7.補助事業の実施に関すること

	質問	回答
共通		
1	事業の発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういことですか？	競争入札又は3者以上による見積合せを行ってください。
2	発注先決定に関し、原則見積合わせ、入札行為が必要なことは理解していますが、それが困難な場合は随意契約とできますか？	一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、随意契約によることができます。この場合、予め財団に随意契約となる理由書を提出し、承認を得る必要があります。
3	契約先の選定は交付決定前に行ってもよいですか？	可能です。ただし競争原理が働く形で選定し、その過程が分かる書類を提出してください。なお、発注（契約）は交付決定日以降に行う必要があります。
4	補助事業の発注（契約）はいつから行えますか？	交付決定日以降に行ってください。交付決定日前に発注（契約）を行った経費については補助対象とはなりません。
5	約束手形での支払いは可能ですか？	銀行振込としてください。 約束手形による支払いでは、補助金は交付できません。
6	応募申請後、諸事情等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか？	採択通知受領後であれば採択辞退届（任意書式）を提出していただくことで申請を辞退することが可能です。 また交付決定後に補助事業の全部もしくは一部を中止し、または廃止しようとする場合は所定の「中止（廃止）承認申請書」（様式第6）を財団に提出して承認を受けなければなりません。
マスタープラン策定事業		
7	マスタープラン策定事業をコンサルタント会社に発注したいと考えますが、認められますか？	可能です。ただし、業務の全部若しくは主たる部分の処理については委託できませんので留意してください。
8	申請にあたり、コンサルタント会社と検討を進めています。交付決定前に補助事業に係る委託先を選定しておくことに支障はないですか？	補助事業の実施に向けて、委託先を選定する準備を行うことは妨げません。その場合、競争原理が働くような手続によって相手先を決定してください。ただし、委託契約は交付決定日以降に行う必要があります。
モデル構築支援事業		
9	複数年度事業の場合、初年度に年度をまたいで複数年度にわたる発注または契約をしてよろしいでしょうか。	可能ですが、国の予算は単年度となっているため、翌年度も必ず補助事業予算があるとは断定できないため、事業者様の責任に基づいて行うものであることをご了承願います。なお、補助事業は前述のとおり単年度の予算ですので、年度ごとに交付申請して頂き、年度ごとに検収及び支払いをする必要があります。発注書または契約書には、年度ごとの発注内容とその経費を明記してください。また、翌年度事業の開始については、交付決定日以降に発注先または契約先に対して指示書等を発出していただくことにより、開始してください。（今年度の事業完了日の翌日～翌年度の交付決定日の前日までは、補助事業を中断していただくこととなります。）
10	複数年度事業の場合、翌年度の交付申請はいつからできますか。また交付決定までどれくらいの期間がかかりますか？	交付申請は翌年度の補助金の執行団体が交付規定を制定した日以降に行ってください。また、交付申請書類に不備がなければ、申請から交付決定までは概ね30日程度です。

11	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も一括して発注することは可能ですでしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一括して発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください。
12	自社調達する場合の、材料の調達方法、原価の証明方法に決まりはありますか？	自社からの材料購入（随意契約）の場合は、価格の妥当性を含めた理由書をご提出ください。 また原価証明については、算出根拠が必要です。例えば御社の損益計算書より売り上げ利益を算出、当該製品に適用させ利益排除計算をすることで認められる場合があります。
13	補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要になった場合は、どのような手続きが必要になりますか？	補助金で取得した財産の処分につきましては、財団の承認を得る必要があります。その都度財団までご相談ください。
14	CO ₂ 削減目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。	年度に1度の事業報告の際、CO ₂ 削減量の目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくこととなります。また、目標と大きく乖離している場合には、補助金の返還を求めることもあります。
15	圧縮記帳は適用できますか？	事務費以外には適用できます。 圧縮記帳を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、ご不明な点は、所轄の税務署等にご相談ください。